

様式第6号（第7条関係）

令和 2年 4月 30日

（宛先）春日市議会議長

議員氏名又は会派の
名称及び代表者氏名

岩淵 穰

政務活動費収支報告書

春日市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり令和1年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

- 1 令和1年度政務活動費収支報告書（別紙1）
- 2 添付書類
 - (1) 調査研究・研修報告書（別紙2）
 - (2) 旅費計算書（別紙3）
 - (3) 領収書（別紙4）
 - (4) ~~支払証明書（別紙5）~~
 - (5) ~~その他~~

春日市議会事務局
2.4.30
第130号
A5-06--6

別紙 1

令和 1 年度政務活動費収支報告書

議員氏名又は
会派の名称

岩 淵 穰

1 収 入
政務活動費 112,500 円

2 支 出

項 目	金 額	主な支出の内訳
調 査 研 究 費	94,310円	視察旅費(R1.11.11~11.13)
研 修 費	円	
広 報 費	円	
広 聴 費	円	
要請・陳情活動費	円	
会 議 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
人 件 費	円	
事 務 所 費	円	
事 務 費	円	
合 計	94,310円	

3 残 額 18,190 円

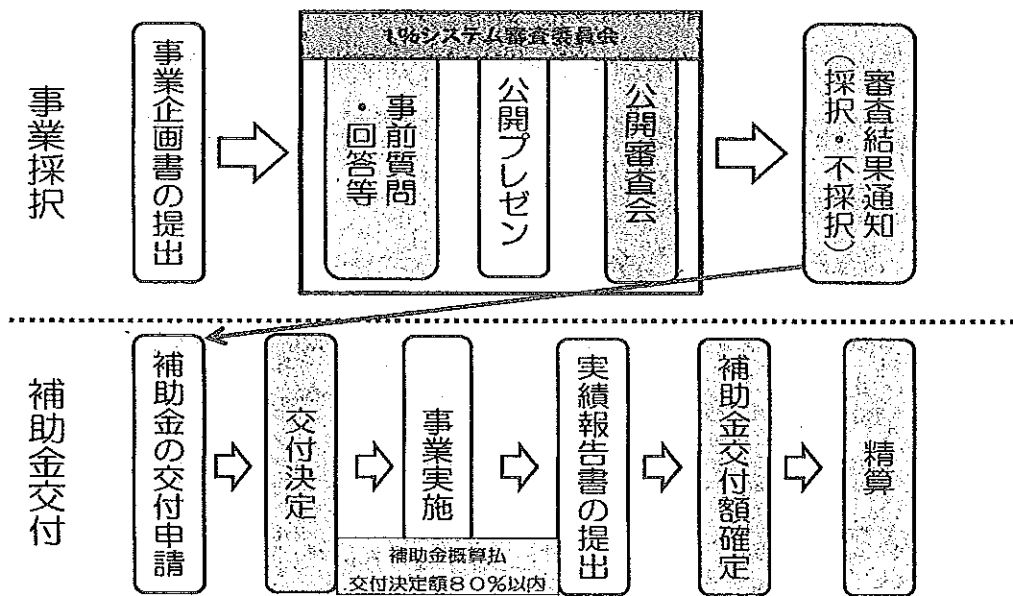
調査研究・研修報告書

議員氏名又は

会派の名称 岩淵 穰

調査事項 研修会名称	市民参加まちづくり1%システム支援事業
日時	令和 1年 11月 11日 (月曜日)
視察先 場 所	青森県 弘前市
目的	弘前市の個人市民税の1%相当額を財源とした、市民が実践するまちづくり、地域づくり活動の経費の一部を支援し、公募型の補助金制度の実践という事業を学び本市の協働のまちづくりの参考とする。
内容及び所感	<p>1. 制度の趣旨・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の皆さんが地域のことを考えて行う、まちづくり・地域づくり活動にかかる経費の一部を支援する事業。 ・条件をクリアすれば、どんな団体でも応募できる「公募型の補助金」で、個人市民税の1%相当額を財源とする。 ・事業の採択に当たっては、応募者はプレゼンテーションを行い「まちづくり1%システム審査委員会」の審査を経て決定する。 <p>○応募できる団体</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 構成員が5人以上であること ② 主に市内を活動拠点としていること ③ 組織の運営に関する規則(規約・会則等)を有していること ④ 継続的かつ計画的に事業を行うことが可能であること ⑤ 市内に事務所または事務局を置くこと <p>○対象となる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原則として市内で実施される事業 ② 実施後も地域においてその効果が持続される事業 ③ 住民または構成員の労力提供等がある事業 ④ 補助金の交付決定があった年度内に完了する事業

2. 応募から事業完了までの流れ



3. まちづくり1%システム審査委員会と審査方法

審査委員会は1%まちづくりシステムを円滑に進めるため設置された組織で、学識経験者や団体推薦者、公募市民など15名で構成され、公開プレゼンテーションにおいて審査を行う。

4. 視察後の所感

春日市においては同様の制度として「市民活動活性化事業補助金制度」がある。弘前市に比し、額は少額であり、弘前市の個人市民税1%相当額は約6千万円となり、市民が考える事業を運営して行く上で十分な予算額と言える。また、この予算規模は新たな発想と協働のまちづくりのアイデアを喚起し、春日市としても思い切った政策転換のヒントであった。事業を継続的に支援する方針は単発に終わりがちな現状を打破していく上で大変参考となるものであった。

調査研究・研修報告書

議員氏名又は

会派の名称 岩淵 穣

<p>調査事項 研修会名称</p>	<p>生活困窮者自立相談事業「たるさぼ」</p>
<p>日時</p>	<p>令和 1年 11月 13日（水曜日）</p>
<p>視察先 場所</p>	<p>北海道 小樽市</p>
<p>目的</p>	<p>春日市においても生活困窮者自立支援法の施行に合わせ、様々な支援や相談事業を行っているが、小樽市の・行政・社会福祉協議会・民間事業者の3者により構成される生活サポートセンター「たるさぼ」の具体的な取り組みと活動の目的を学ぶ。</p>
<p>内容及び所感</p>	<p>1. 生活サポートセンター「たるさぼ」体制(直営+委託)</p> <p>The organizational chart details the following structure:</p> <ul style="list-style-type: none"> 小樽市福祉部(3名) (Direct): <ul style="list-style-type: none"> 所長(課長職) 主任相談支援員(係長職) 事務補助(嘱託員) 小樽市社会福祉協議会(委託)(2名) (Outsourced): <ul style="list-style-type: none"> 総括責任者(非常駐) 相談支援員2名 キャリアバンク株式会社(委託)(2名) (Outsourced): <ul style="list-style-type: none"> 総括責任者(非常駐) 就労支援員1名 【就労準備支援事業】(任意事業) 就労に必要な日常生活訓練、社会生活訓練を有期で実施する 就労準備支援員1名 株式会社トライグループ(委託) (Outsourced): <ul style="list-style-type: none"> 【子どもの学習・生活支援事業】(任意事業) 学習の習慣づけ、高校進学支援、相談支援や保護者からの相談を受ける(ひとり親世帯対象の学習支援と一体実施) <p>Additional notes from the chart:</p> <ul style="list-style-type: none"> 【自立相談支援事業】(必須事業) 生活困窮者の相談を受け、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する 【住居確保給付金支給事業】(必須事業) 離職等で住宅を失った又は失うおそれのある生活困窮者に対し家賃相当の給付金を支給 【家計改善支援事業】(任意事業) 家計の状況を「見える化」し家計に関する個別のプランにより家計管理の意欲を引き出す取組

○ 3社による実施体制のメリットとデメリット

【メリット】

- ・ 庁内連携が円滑に行える
- ・ 地域でのネットワークづくりを推進してきた社会福祉協議会の強み
- ・ 法人として就労支援に取り組んできた事業者の強み
- ・ 同一の事務所で業務を行うことで情報伝達が効率化し確実性が増す

【デメリット】

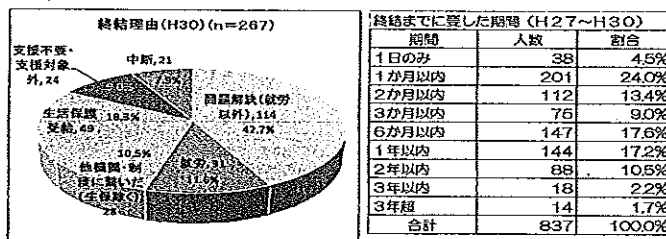
- ・ 所属組織の違いによる業務に対する意識の齟齬
- ・ 人事異動による配置職員(委託事業者)の交代が多い
- ・ 相談事業と就労支援の一体化に課題がある

2. 生活サポートセンター「たるさぼ」支援内容

I 必須事業	
① 自立相談支援事業	【直営+委託(相談支援員:社協・就労支援員:キャリアバンク㈱)】 就労その他自立に関する相談支援、自立に向けた支援計画の策定等を実施
② 住居確保給付金支給事業	【直営】 離職により住居を失った方、又は失うおそれのある方に対し、家賃相当額を有期で給付
II 任意事業	
① 就労準備支援事業	【委託(就労準備支援員:キャリアバンク㈱)】 一般就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で支援
② 家計改善支援事業	【直営】 家計状況の把握や家計改善に向けた意欲の向上を図る支援、貸付のあっせん等を行う
③ 子どもの学習・生活事業	【委託(㈱トライグループ・ひとり親世帯と一体実施)】 生活困窮世帯の子どもに対して、学習支援や保護者への進学助言、生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行う
④ 一時生活支援事業	【未実施】 住居のない方に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う

3. 相談後の利用者の現状

- 「中断」は連絡が取れなくなることによる相談終了を指す
- 「支援不要等」は助言のみで特別支援が必要のないケースや市外転出により終結するケース
- 相談により最終的に就労まで行きつけたのは全体の11.6%と低い数字だが問題解決(就労以外)を含めると半数以上が解決
- 終結までに要した期間は平均して1か月以上1年以内が多く相談から終結するまで時間を要す



4. 視察後の所感

生活困窮者自立支援法の施行により、生活困窮者自立相談支援事業・住宅確保給付金事業が必須事業として制定された。また、昨今の生活困窮者が生活苦に陥る要因は多岐にわたるため、行政の果たす役割が増大し問題解決には全庁的な連携が必要となって来ているなかで、小樽市の3者協働による自立相談支援機関の「たるさぼ」には大きな可能性があると感じた。小樽市方式は全国でも珍しく、3者それぞれの強みを生かすことで、行政には無い発想や仕組みが構築され、当事者である生活困窮者にとっては相談し易い環境が整い、安心できるものとなっている。生活困窮にまつわる多種多様な課題解決のためには、行政が孤軍奮闘するだけではなく、社会福祉協議会や民間事業者の知見を取り入れていく必要があり、この発想を地域包括ケアシステムの構築にも活用していくべきである。

調査研究・研修報告書

議員氏名又は

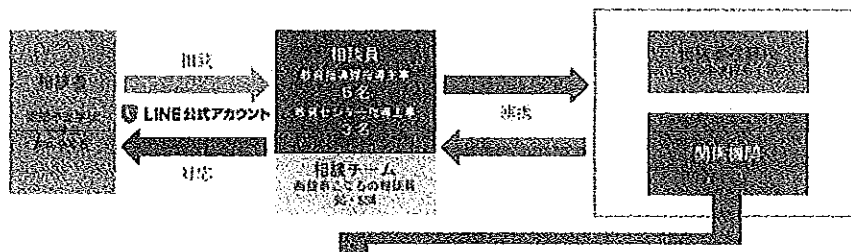
会派の名称 岩淵 穰

調査事項 研修会名称	学校ネットパトロール事業
日時	令和 1年 11月 12日（火曜日）
視察先 場 所	北海道 函館市
目的	SNSによるネットいじめ等、様々な問題を未然に防ぐための取組として平成22年度より行われている「学校ネットパトロール」の取組を学び、本市の子ども達をネット環境から守るための教育委員会の施策として参考とする。
内容及び所感	<p>1. 事業の背景・事業内容・予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの携帯電話やSNSを利用する機会の急激な増加 ○ 裏サイトを利用した新しい形のいじめの深刻化、転校、不登校、自殺に巻き込まれるケース等の発生 ○ 家庭や学校での対応の限界 ○ 社会全体での学校裏サイトの監視業務の必要性 <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校非公式サイト等の検索・監視業務 ○ 学校非公式サイトを検索結果の報告 ○ 学校非公式サイト等における有害情報や不適切な書き込みの削除要請 <p>年間予算</p> <p>○平成30年度 9,700千円 ○平成31年度 8,632千円</p>

2. SNS教育相談事業

- いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを含めた様々な悩みを抱える生徒の問題の深刻化を未然に防止するため、SNS(ライン)を活用した相談員による対応を実施。

SNS(LINE)を活用した教育相談の流れ等について(全体図)



緊急性の高い相談 ・自殺予防・問題行動	北海道警察函館方面本部 生活安全課 (0130)31-0110
・児童虐待	北海道函館児童相談所 (0138)54-4162 函館市子ども未来部 次世代育成課 (0138)32-1537

※ 医療的支援(緊急医療:問診、診察、緊急対応等の対応、性感検査検査、治療薬の処方、証拠資料の採取(相談者・保護者の同意の下)等)が必要とされる相談については、特定の医療機関と連携して対応を行う。

LINEに関すること	LINE株式会社 公共政策室 公共政策担当 〒180-0022 東京都豊島区豊島3丁目1番5号 日本橋スカイタワー23階 03-4716-2112
SNSを活用した相談体制に関すること	北海道教育委員会 北海道教育庁生涯学習課(生涯学習・学級資金) 011-204-5155 北海道教育庁生涯学習課(生涯学習・学級資金) 0133-41-5567 函館市教育委員会 0133-41-5567

※ いじめに関する相談(重大事態)については、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の規定に基づき、函館市いじめ防止対策協議会、函館市いじめ問題再調査委員会(函館市子ども未来部 次世代育成課 (0138)32-1537)と連携して対応を行う。
※ 必要に応じて、保護者との連携を図る。

「はこだて子どもほっとライン」のお知らせ ～「子どもの悩み相談電話」～

函館市教育委員会

学校へ行くのがつらかったり、「いじめ」のことで苦しんでいませんか。

勉強のこと、友だちのことで、悩んでいませんか。

子どもの心がわからなくなったり、子育てに自信がなくなっていますか。

子どもの教育についてとまどったり、困ったりしていることはありませんか。

3. 視察後の所感

SNSの急速な拡がりによる弊害はすでに社会問題として認識されており、特にネット環境の中では弱者である児童・生徒が被害者となるケースがあとを絶たない。春日市だけが例外とは考えられず、私たちの見えない所で問題は起こり深刻化していると考えらるべきである。こういった分野は行政の苦手とするものではあるが、函館市の事例を参考に対策を打つことは急務であると考えらる。特に子ども達の自殺に対し現行の本市の相談態勢では不十分であり、予算をかけ外部の専門家の知見を取り入れることは子ども達の命を守ることにつながる。SNSの世界は日々複雑化しており、オープンなものばかりではなく、ラインを代表としたクローズドなものが主流になっている。個人情報保護との難しい問題があるが法整備も含め、自治体としても具体的な取り組みが必要である。

別紙3

旅費計算書

会派の名称 岩瀬 穰

日 程	令和 1年 11月11日(月) ~ 1年 11月 13日(水)	
視 察 先 及 び 視 察 内 容	青森県・弘前市 北海道・函館市・小樽市 市民参加まちづくり 1%システム支援事業(弘前市) 学校ネットパトロールの取組(函館市) 生活困窮者自立相談支援事業(小樽市)	
交通手段	<input checked="" type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> その他()	
鉄道賃	J R 春日⇄博多(往復) 11/11~11/13	460円
鉄道賃	福岡市営地下鉄 博多⇄福岡空港(往復)	520円
航空賃	福岡→羽田(経由)→青森 11/11(往路)	29,480円
バス代	青森空港→弘前駅前(高速バス)11/11	1,200円
バス代	弘前駅前→弘前市役所前(往復) 11/11	400円
航空賃 宿泊料 パック料金	(宿泊) 11/11(函館泊) 千歳~福岡(復路・宿泊) 11/12(札幌泊)	41,200円
鉄道賃	J R 弘前→函館(乗車券・特急券)11/11	8,620円
鉄道賃	J R 函館→札幌(特急券)11/12	3,170円
鉄道賃	J R 函館→札幌→小樽(乗車券)11/12~	6,820円
鉄道賃	J R 小樽→千歳空港(乗車券・指定券)11/12	2,440円
	合 計	94,310円

別紙 4

領収書貼付用紙

整理番号	/ - /
------	-------

議員氏名（会派の名称）： 岩 淵 穰

経費項目	調査研究費	研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費
	資料購入費・人件費・事務所費・事務費	※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

※ 領収書貼付欄（領収書は、重ねたり折り曲げたりせずに貼付してください。また、領収書の大きさにより貼付することができない場合は、裏面に貼付するか、「別紙のとおり」として別紙を添付してください。）

別紙のとおり

/ - 2



JAPAN AIRLINES

WEB ca9a505d674c31c933110553bd4f1c9fb

2019年09月13日 17:45

領収書

RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 春日市議会 様

金額

THE SUM OF : ￥ 29,480 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1311471519342
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2019年09月13日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
IWABUTI YUTAKA 様	11月11日(月)	福岡	東京(羽田)	JAL302	乗継割引28	¥16,190
	11月11日(月)	東京(羽田)	青森	JAL143	乗継割引28	¥13,290

合計金額	¥29,480
------	---------

領収書貼付用紙

整理番号	1-3
------	-----

議員氏名(会派の名称)： 岩 淵 穰

経費項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費
	<input type="checkbox"/> 資料購入費・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

※ 領収書貼付欄(領収書は、重ねたり折り曲げたりせずに貼付してください。また、領収書の大きさにより貼付することができない場合は、裏面に貼付するか、「別紙のとおり」として別紙を添付してください。)

領 収 書

/ 年//月//日

岩 淵 穰 様

No B 0001238

金 1,200 円

但し 弘前～青森空港間のバス運賃として

担当者

弘南バス株式会社

担当印無きものは無効

